

週休2日チャレンジ型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、建設工事現場において完全週休2日制を採用できる工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

「週休2日チャレンジ型工事」を実施し、完全週休2日に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- 「週休2日チャレンジ型工事」の採用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 成果については、工事成績評定における「創意工夫」にて加点評価する。

3. 定義

- ・「完全週休2日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）は、現場作業等を行わず休暇日とする。」とする。
- ・工事着手日、工事完了日を含む週は、対象外とする。
- ・対象外の作業は以下のとおりとするが、監督職員と協議し決定すること。
 - ①天災等により現場が被災した場合、被災の恐れがある場合、またはそれに係る作業
 - ②荒天日における現場巡視確認や安全管理
 - ③緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
 - ④24時間体制の通行規制作業、機械設備等の監視作業
 - ⑤その他、発注者が対象外と認める作業

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休日とする完全週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、完全週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日チャレンジ型工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。

- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・完全週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の作業①から⑤を除き、工事実施期間中に休日の確保が困難な事象が生じても、原則、成績評定の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、可能であれば、実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定により加点評価を行う。
- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、工事成績評定の加算点数を決定する。
- ・加点評価は、工事成績評定における「創意工夫」にて以下のとおりとする。

工事成績評定（創意工夫）

評価対象	加算点数	成績点
完全週休2日が100%の週で達成できた	+5点	+2点
完全週休2日が80%以上の週で達成できた	+2.5点	+1点
完全週休2日が80%未満の週にとどまった	0点	0点

※「創意工夫」は監督職員の評価となるため、評価点は×0.4となることから、成績としては、+2点、+1点となる。

- ・創意工夫における加点対象は、上記加算点を含めて+7点を上限（従来どおり）とする。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合の対象は、変更後の工期とする。
- ・工期内に完了した場合、工事完了日までとする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の加算は行わない。
- ・3. 定義の対象外の作業①から⑤を除き、工事実施期間中に休日の確保が困難な事象が生じても、原則、成績評定の対象期間の計算から控除しない。

6. その他

- ・完全週休2日制の不履行に対する措置は、原則として設けないものとする。
- ・ただし、総合評価方式における「働き方改革型モデル工事」において、週休2日の履行を条件として契約している場合は、不履行による減点措置を行います。
- ・上記において定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。